

計開

王舅一員 吳鶴齡 人伴一十名

長史一員 蔡堅 人伴一十名

使者一員 毛鳳威 人伴五名

都通事一員 蔡塵 人伴四名

存留在船使者二員 馬世祿 高和任 人伴五名

存留在船通事一員 金応元 人伴三名

管船火長・直庫二名 林世正 馬居頼

附搭の土夏布二百匹

右の符文は都通事蔡塵等に付し、此れに准ぜしむ

万曆四十二年（一六一四）九月^① 日給す

符文

注*（一八一〇八）を参照。また『明実録』万曆四十三年三月乙卯の条

に關連の記事がある。

（1） 日 執照〔三二一九〕によれば二十四日。

世子尚豊の、進貢のため正議大夫鄭俊等を遣わす符文

1-26-20

（一六二三、閏一〇、一六）

琉球国中山王世子尚（豊）、進貢の事の為にす。

今、特に正議大夫・使者等の官の鄭俊・金城宰等を遣わし、咨を齎し表を捧ぜしむ。土船一隻に坐駕し、硫黄一万斤・馬四匹等の方物を運載し、京に赴き進奉す。此れに抛り差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に給照すべし。此の為に今、仁字第八号半印勘合符文を給し、都通事鄭子廉等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とごころ}に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 赴京の

正議大夫一員 鄭俊 人伴八名

使者一員 金城宰 人伴五名

都通事一員 鄭子廉 人伴三名

存留在船使者二員 馬參魯 馬達魯 人伴四名

存留在船通事一員 蔡祚隆 人伴二名

管船火長・直庫二名 葉青 馬加奴

右の符文は都通事鄭子廉等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土苧布二百匹

天啓三年（一六二三）閏十月十六日給す

符文